

阪神タイガース STACIA PiTaPa JCB カード会員特約

第1条（総則）

本特約は、株式会社阪急阪神カード（以下「阪急阪神カード」という。）、株式会社スルッと KANSAI（以下「スルッと」という。）、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）の三社（以下「三社」という。）が提携して発行する「阪神タイガース STACIA PiTaPa JCB カード」（以下「本カード」という。）の三社提携によって生じる事項について定めるものです。

第2条（会員と本カードの発行）

本カードは、阪急阪神カードが定める「STACIA カード会員規約」・「『STACIA』ポイントプログラム規定」、スルッとが定める「PiTaPa 会員規約」、JCB が定める「会員規約」（以下「JCB 会員規約」という。）・「阪神タイガース STACIA PiTaPa JCB カードエンボスレスカード会員特約」（以下総称して「会員規約等」という。）ならびに本特約を承認のうえ、本カードの発行の申し込みをし、三社が承認した場合に発行されるものとし、発行を認めた方を会員（以下「会員」という。）とします。

第3条（本カードの取り扱いおよび貸与）

本カードは、本カード上に表示された会員本人以外は使用できません。会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、会員には三社がカードを貸与するものとし、所有権は三社に帰属するものとし、また、本カードの所有権は三社にありますので、他人に貸与、譲渡および担保の提供預託等に利用するなど本カードの占有を第三者に移転することはできません。なお、本カード上には、会員氏名・STACIA 番号・JCB カード番号（以下「会員番号」という。）・本カードの有効期限等が表示されています。

第4条（三社の機能・サービスの利用）

第1項 会員は、本カードの機能およびサービスを会員規約等および本特約に従って利用することができます。本カードの機能およびサービスは、次の各号に定めるものとし、当該機能の詳細およびこれに付随する機能およびサービスについては当該機能およびサービスを提供する者が書面その他の方法により通知または公表します。

- (1) 阪急阪神カードが提供する「『STACIA』ポイントプログラム」等の付帯サービス。
- (2) スルッとが提供する PiTaPa 機能および付帯サービス。
- (3) JCB が提供するクレジット機能および金融サービス機能、ならびに付帯サービス。

ただし、本カードに Oki Doki ポイントプログラムの提供はありません。

第2項 会員は、機能またはサービスについて問い合わせる場合には、三社のうち当該機

能またはサービスを提供する各社に連絡するものとします。

第 3 項 三社は、三社が必要と認めた場合には、事前に通知または公表したうえでサービスおよびその内容を変更することがあります。

第 5 条（有効期限）

第 1 項 本カードの有効期限については、会員規約等の定めにかかわらず、本特約に従って三社が定めるものとし、カード上に表示した月の末日までとします。

第 2 項 三社は、本カードの有効期限までに、退会の申し出のない会員で、かつ、三社が審査のうえ引き続き会員として認める場合、有効期限を更新した新たなカードを発行します。

第 3 項 ジュニアカードの会員は、「PiTaPa 会員規約」の「ジュニアカード・キッズカードに関する特約」第 4 条第 2 項の定めにかかわらず、有効期限の満了をもって、会員資格を喪失するものとします。

第 6 条（年会費等）

会員は、三社に対して、会員規約等に基づき、三社が通知または公表する年会費等を支払う場合は、各々所定の方法で支払うものとします。

第 7 条（PiTaPa カード利用代金の支払い等）

第 1 項 会員は、三井住友カード株式会社（以下「三井住友」という。）が PiTaPa 会員規約第 32 条に基づき会員に対して取得する立替金債権について、三井住友と別途立替払契約を締結している JCB が、三井住友に対し立替払いすることをあらかじめ委託するものとします。

第 2 項 会員は、前項により JCB に対して、本カードの PiTaPa 会員規約に基づく利用代金について一切の支払い債務を負担するものとします。

第 3 項 会員は、商品の所有権は、本条第 1 項により JCB に移転し、債務の完済まで JCB に留保されるものとします。

第 8 条（会員請求）

JCB は、PiTaPa 会員規約に基づき発生する債権および第 4 条第 1 項(3)の利用により生じた債権とともに会員に一括して請求するものとし、会員は、JCB 会員規約に定めた約定支払日に支払うものとします。

第 9 条（バリュー残額の返金と支払い債務への補てん）

第 1 項 PiTaPa 会員規約の定めにかかわらず、本カードを再製・再発行した場合または本カードの有効期限更新をした場合、JCB は、スルッとに代わり本カードのバリュー

残額を会員指定の口座へ返金するものとします。ただし、当該返金に際して JCB より請求すべき金額がある場合にはその金額と相殺し、請求金額が返金額に満たない場合は、その差額を返金するものとします。なお、スルッとが適当と認めた場合を除き、本カードの返還がなされない場合、JCB は返金に応じることはできません。

第 2 項 会員が第 17 条に基づき会員資格を喪失した場合、JCB は、会員の本カードのバリュー残額を立替払い金相当額および未決済ご利用額などに充当することができるものとします。なお、バリュー残額がかかる相当額および未決済ご利用額などの合計金額を上回る場合は、差額を返金するものとします。

第 3 項 会員が退会した場合など、スルッとが適当または必要と認めた場合は、スルッとに代わり JCB が会員に対してスルッとが通知または公表するバリュー払戻し手数料を別途請求するものとします。なお、バリュー払戻し手数料は本カードのバリュー残額と相殺できるものとし、バリュー残額がバリュー払戻し手数料を上回る場合は、差額を返金するものとします。

第 10 条（情報の提供、共有に関する同意）

第 1 項 会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）は、三社の間において、本カードの発行・管理、与信業務および債権管理業務を目的として、下記の情報を共有することに同意します。

- (1) 本カードの申込書に記載された情報、および会員規約等に基づき届け出られた会員等の情報。
- (2) 本カード申し込みに対する審査の結果。ただし承認とならなかった理由は共有しない。
- (3) 会員番号・有効期限および変更後の会員番号・有効期限。
- (4) 会員番号が無効となった事実。ただし無効となった理由は共有しない。
- (5) 会員が会員資格を喪失した事実。ただし喪失となった理由は共有しない。

第 2 項 会員等は、個人信用情報機関等の登録・利用に際し、PiTaPa 会員規約第 41 条および第 42 条は適用されません。

第 3 項 会員は、下記の内容を目的として、また当該目的の範囲内において三社内の必要とする会社間で会員の本カードの利用内容を共有することにあらかじめ同意するものとします。

- (1) スルッとおよび JCB が各々の与信業務および債権管理業務等を行うため。
- (2) 三社が自己の提供するサービスに関する業務を行うため。

第 4 項 三社は、前 3 項に基づき共有する情報を必要な保護措置を行ったうえで厳正に管理し、会員規約等の定めに則り取り扱うものとします。

第 11 条（届出事項の変更）

第 1 項 会員が三社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、所定の方法により遅滞なく JCB に届け出るものとします。なお、クレジット機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、JCB が通知または公表する方法により遅滞なく JCB に、また、PiTaPa 機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、スルッとが通知または公表する方法により遅滞なくスルッとに届け出るものとします。

第 2 項 前項のうち氏名の変更があった場合においては、会員は本カードを JCB に返還するものとします。なお、この場合には、第 14 条に基づき再発行手続がとられるものとします。

第 12 条（紛失・盗難の届出）

会員は、本カードを紛失した場合および盗難に遭った場合には、当該紛失または盗難の事実をスルッとおよび JCB に届け出るものとします。

第 13 条（本カードの紛失・盗難による責任の区分）

第 1 項 本カードの紛失・盗難または本特約に違反して、他人に本カードを利用された場合、本カードの利用代金は、会員規約等に基づいて、本カードの貸与を受けた会員の負担とします。

第 2 項 前項の規定にかかわらず、前項の規定にかかわらず、会員が紛失・盗難の事実をすみやかに、スルッとおよび JCB に届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ、スルッとおよび JCB の請求により所定の紛失・盗難届を提出した場合には、クレジット機能および金融サービス機能ならびに PiTaPa 機能に関する損害については、JCB 会員規約（カードの紛失、盗難による責任の区分）の定めに基づき、JCB が支払債務を免除します。

第 14 条（カードの再発行）

本カードの紛失・盗難、破損、汚損や氏名変更、クレジット機能または PiTaPa 機能に関する暗証番号等の変更を理由に、会員が三社に対し本カードの再発行を希望した場合は、これに対し三社が審査のうえ、原則として本カードを再発行するものとします。なお、再発行が認められた場合、当該会員は、スルッとおよび JCB が通知または公表する再発行手数料を支払うものとします。また、会員が紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を求める場合には、当該会員が所持する本カードを三社のうちいずれか一社に対して返還する必要があるものとします。

第 15 条（本カードの機能停止等）

会員は、三社との契約が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合は、事前の通知・催告等することなく本カードの一部の機能またはサービスが停止され、本カードが回収されることがあること、また回収により本カードの機能またはサービスが利用できなくなることがあります。これに伴う不利益・損害等については、三社はいずれも責任を負わないものとします。

- (1) 本カードの再発行のため、会員が、三社のうちいずれか一社に本カードを返還した場合。
- (2) 本カードに関する諸変更手続のため、会員が、三社のうちいずれか一社に本カードを送付または預けた場合。
- (3) CD または ATM での利用時に、暗証番号相違、CD・ATM の故障等の理由により本カードが回収された場合。ただし、三社の故意または過失による場合はこの限りではありません。
- (4) PiTaPa 機能の不具合により、スルッと所定の窓口にて PiTaPa 機能のみを有するカードの再発行を会員が申し出ることにより、本カードが回収された場合。
- (5) 会員から三社のうちいずれか一社に対して、その貸与された本カードを紛失または盗難に遭ったむねの届け出があった場合。
- (6) 会員が、会員規約等および本特約に違反しまたは違反するおそれがある場合。

第 16 条（退会）

第 1 項 会員は本カードを退会する場合、所定の方法により JCB に届け出るものとします。

第 2 項 会員は、前項により、三社のすべてに同時に退会を申し出たものとし、会員規約等に基づき三社すべてから退会となるものとします。

第 17 条（会員資格の喪失）

第 1 項 三社は、会員規約等に基づき、各々の判断により、会員の会員資格を喪失させることができます。会員は、三社のうちいずれかの会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。この場合、会員は本カードをただちに三社のうちいずれかに返還するものとします。

第 2 項 前項により会員が本特約による会員資格を喪失した場合、会員は同時に三社すべての会員資格を喪失するものとします。

第 18 条（特約の変更・承認）

民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本特約を改定することができます。この場合、三社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、会員に対して当該改定につき通知または公表します。

第 19 条（会員規約・規定・特約の適用）

三社が各々提供するサービス等については、会員規約等が適用されます。会員規約等と、本特約の内容が一致しない場合には、本特約が優先されるものとします。本特約に定めのない事項については、第 2 条第 1 項に定める会員規約等が適用されるものとします。

（2025年2月改定）